

株式会社リファインバースグループ

定 款

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

当社は、株式会社リファインバースグループと称し、英文ではREFINVERSE Group, Inc. と表示する。

### 第2条（目 的）

1. 当社は、次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること及びこれに付帯する業務を行うことをその目的とする。
  1. 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理並びにその製品の販売
  2. 産業廃棄物の再生処理に関する研究開発及び装置の製造、販売
  3. 繊維、樹脂、プラスチック材、紙等の切断装置、乾燥装置、圧縮装置、粉碎装置、攪拌装置、分級装置等産業機械の開発、製造並びに販売
  4. 産業廃棄物処理業
  5. 一般廃棄物処理業
  6. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬業
  7. 古物の買い取りと販売
  8. コンピューターソフトウェアの開発及び販売
  9. 室内装飾工事業
  10. 建物及び室内造作物解体工事業
  11. 樹脂製品その他化学製品の製造販売
  12. 再生樹脂素材の製造、輸出入及び販売
  13. 各種企業への投資
  14. 株式の保有、売買及び運用業務
  15. 前各号に関する一切のコンサルタント業務
  16. 前各号に付帯する一切の業務
2. 当社は、前項各号及びこれらに付帯・関連する一切の事業を営むことができる。

### 第3条（本店所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

### 第4条（機関の設置）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電

子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第11条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

### 第12条（基準日）

当社は、毎年6月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### 第13条（招集の時期）

1. 定時株主総会は、毎年9月にこれを招集する。
2. 臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。

#### 第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第15条（決議要件）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### 第18条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面を記載しないことができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第19条（員数）

当会社の取締役は10名以内とする。

#### 第20条（選任）

1. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
3. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第21条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第22条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### 第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第25条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって行う。
2. 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第29条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

#### 第30条（員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

### 第31条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第32条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。）
2. 前項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

### 第33条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第34条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第35条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第36条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

### 第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 第38条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第39条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

### 第40条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

#### 第41条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### 第7章 計 算

#### 第42条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

#### 第43条（剰余金の配当）

1. 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

#### 第44条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

### 附 則

#### 第45条（本店所在地の変更の効力発生日）

第3条（本店所在地）の変更は、2022年9月30日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする。

#### 第46条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

#### 第47条（附則の削除）

附則第45条は、本店移転の効力発生日経過後これを削除する。また、附則第46条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。